

大谷女子短大家政 ○河野美代賀 羽衣学園短大家政 久保房子

目的 明治大正期における女子宫廷服の実態を体系的に明らかにする。

方法 明治大正期に着用されたことか確定な絆袴10領（皇后、皇太子、皇族妃、女官、高官夫人等）の実地調査及び服制、文献等による調査の併用。

結果 絆袴と云ふ呼び名は同じでも、着用者の身分や着用の場によって、宫廷服としての性格も異なり、内容的には大礼服に相当するものから平常着まで包含している。絆袴は、袴、功袴、白小袖が通常の構成で、單をつけたのは礼服の場合だけであった。形態は、小袴にはぼ等しく、やや小ぶりに仕立てられていたが、裁断、縫製とも小袴と同様である。小袴と異なるところは、中倍がないこととされていたが、宮中の高等女官の絆袴の袴には中倍をつける慣習になっていたので実質的には区別できないものもある。絆袴への地紋や文様については原則として自由であった。服制上の制限も最小限にされていた。しかし実際には、地紋文様とも、不文律かられて臣下はもうろん皇族でも使用できないものもあった。

徳川時代は宮中でも小袖系の服装が主であって、絆袴は礼服としてより多く用いられない服装であったが、明治になると宮中日常の服装とされたり、明治の前半期はかつてない絆袴の全盛期がつづき、中には従来なかつた華やかな絆袴も製作された。明治19年に婦人洋服の制が定められ、宮中の絆袴は漸次洋服に換えられて行つたが、宫廷外の婦人の礼装は、大正末に至るまでなお絆袴が常に主流の座を占めていた。